

令和5年度第1回理事会議事録

- 1 開催年月日及び時刻 令和5年7月24日(月)
14時35分から15時12分まで
- 2 開催場所 東京都庁第二本庁舎31階特別会議室26
- 3 出席役員名 宮坂学理事長、各務茂雄理事、高野克己理事、
畑中洋亮理事 ※葉山良子監事は欠席
- 4 議決事項
 - 議案第1号 一般財団法人GovTech東京理事会規程
 - 議案第2号 一般財団法人GovTech東京処務規程
 - 議案第3号 一般財団法人GovTech東京ガバナンス基本方針
 - 議案第4号 一般財団法人GovTech東京財務規程
 - 議案第5号 一般財団法人GovTech東京契約事務規程
 - 議案第6号 一般財団法人GovTech東京調達制限規程
 - 議案第7号 一般財団法人GovTech東京利益相反取引の管理に関する基準
 - 議案第8号 一般財団法人GovTech東京職員就業規則
 - 議案第9号 一般財団法人GovTech東京職員給与規程
 - 議案第10号 副理事長及び業務執行理事の選定
 - 議案第11号 役員報酬額
 - 議案第12号 「業務運営に関する協定」、「協働事業実施に関する基本協定」
及び「協働事業実施に関する基本協定に基づく業務の執行及び
経費の支払等に関する年度協定」の締結
 - 議案第13号 「東京電子自治体共同運営協議会事業譲渡契約」の締結及び
都・区市町村DX協働運営委員会設置規程
- 5 報告事項
 - 報告第1号 令和5年度事業計画書及び収支予算書

開 会 事務局

定刻より少々早いですが、皆様、既にお集まりいただきましたので、これより令和5年度第1回理事会を開催します。

なお、理事総数4名中4名全員が出席していることを報告します。

また、本日の理事会の招集については、設立当日の開催であるため、一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律 94 条第 2 項の「理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる」との規定に基づき、理事及び監事の全員の同意を得て、招集手続きを省略しております。

また、定款第 43 条に基づき、議事録の署名は、理事長及び出席した理事により行っております。それでは、議事進行を議長である理事長にお願いします。

議 長

では、議事に入ります。議案について、事務局は説明してください。

事務局

第 1 号議案から第 9 号議案まで続けて説明させていただきます。

(資料に基づいて説明)

議 長

それでは、第 1 号議案から第 9 号議案について、それぞれ質問や意見等がありますか。

各理事

質問、意見はない旨の発言あり。

議 長

第 1 号議案から第 9 号議案について、それぞれ原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各理事

理事全員から異議なしの旨、発言あり。

議 長

それでは、第 1 号議案から第 9 号議案については、それぞれ原案のとおり決定します。

次に、第 10 号議案について、事務局は説明してください。

事務局

(資料に基づいて説明。以下、説明要旨)

- ・ 副理事長は、一般財団法人 GovTech 東京定款（以下、「定款」）第 26 条第 3 項の規定により、必要があるときは、理事会の決議により理事のうちから 1 名を副理事長とすることができるかとされている。
- ・ 加えて、同条第 5 項の規定により、理事長及び副理事長以外の理事のうちから理事会で決議した理事をもって一般法人法上の業務執行理事とされている。
- ・ また、定款第 27 条第 2 項の規定により、理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任するとされている。
- ・ 副理事長については、高野克己理事を副理事長に選任し、加えて、最高総務責任

者（CAO）を兼ねることとする。

- ・ 業務執行理事は、各務茂雄理事に、テクノロジー本部及び都庁 DX を所掌いただき、併せて最高技術責任者（CTO）を兼ね、技術面全体を統括していただく。
- ・ また、畑中洋亮理事に、業務執行理事として DX 戦略及び官民共創を所掌いただき、併せて最高戦略責任者（CSO）を兼ね、戦略面全体を統括していただく。

議 長

第 10 号議案について、質問や意見等がありますか。

各理事

質問や意見はない旨、発言あり。

議 長

第 10 号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各理事

理事全員から高野克己理事を副理事長に選任することに異議なしの旨、発言あり。
理事全員から各務茂雄理事を業務執行理事に選任することに異議なしの旨、発言あり。

理事全員から畑中洋亮理事を業務執行理事に選任することに異議なしの旨、発言あり。

議 長

それでは、第 10 号議案については、原案のとおり決定します。

次に、第 11 号議案について、事務局は説明してください。

事務局

（資料に基づいて説明）

議 長

第 11 号議案について、質問や意見等がありますか。

各理事

質問や意見はない旨、発言あり。

議 長

第 11 号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各理事

理事全員から異議なしの旨、発言あり。

議 長

それでは、第 11 号議案については、原案のとおり決定します。

次に、第 12 号議案について、事務局は説明してください。

事務局

(資料に基づいて説明)

議 長

第 12 号議案について、質問や意見等がありますか。

各理事

質問や意見はない旨発言あり。

議 長

本議案は、東京都との協定締結に関するものであり、法的に問題がないとしても、東京都副知事を兼ねる理事長は、特別の利害関係を有する者との疑念を招かれる可能性があり、団体運営の一層の公正性を確保するため、決議には加わらないこととします。

事務局

議長が決議に加わらないため、定款第 39 条及び理事会規程第 6 条第 2 項に基づき、副理事長に議長をお願いします。

議 長 (高野副理事長)

本件の議長を務めます。第 12 号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各理事 (各務業務執行理事、畑中業務執行理事)

両理事から異議なしの発言あり。

議 長 (高野副理事長)

それでは、第 12 号議案については、原案のとおり決定し、議長を理事長へお返しします。

議 長 (宮坂理事長)

次に、第 13 号議案について、事務局は説明してください。

事務局

(資料に基づいて説明)

議 長

第 13 号議案について、質問や意見等がありますか。

各理事

質問や意見はない旨発言あり。

議 長

本議案は、東京都との協定締結に関するものであり、法的に問題がないとしても、東京都副知事を兼ねる理事長は、特別の利害関係を有する者との疑念を招かれる可能性があり、団体運営の一層の公正性を確保するため、決議には加わらないこととしま

す。

事務局

議長が決議に加わらないため、定款第39条及び理事会規程第6条第2項に基づき、副理事長に議長をお願いします。

議長（高野副理事長）

本件の議長を務めます。第13号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各理事（各務業務執行理事、畑中業務執行理事）

両理事から異議なしの発言あり。

議長（高野副理事長）

それでは、第13号議案については、原案のとおり決定し、議長を理事長へお返しします。

議長（宮坂理事長）

続きまして、第1号報告について、事務局は説明してください。

事務局

（資料に基づいて説明し、各理事から質問等はなし。）

議長

これをもって、本日の理事会は閉会いたします。